様式第13（第21条関係）（平12通産令254・一部改正）

（表）

第　　号

深海底鉱業暫定措置法第35条第２項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

写真

（押出スタンプ割印）

職名及び氏名

年　　月　　日　生

年　　月　　日発行

有効期限

経済産業大臣　　㊞

（裏）

深海底鉱業暫定措置法抜すい

第35条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所又は事務所に立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条　第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。